

『リリバット渡航記』における「文書」について

山 内 曜 彦

On the ‘Documents’ in *A Voyage to Lilliput*

Akihiko YAMAUCHI

Abstract

A Voyage to Lilliput, part one of *Gulliver’s Travels*, contains three ‘documents’: the ‘Inventory’ of Gulliver’s belongings, the ‘Instrument’ of the conditions for his liberty, and the ‘Articles of Impeachment’. According to the whole setting of the book, we may suppose that Gulliver incorporated these documents that had been written by others in the Lilliputian language into his *Voyage*. The documents are very conspicuous on the pages of the text because of their different form and style. We can imagine the whole process concerning the incorporation of them provided that we make some efforts to compensate some contradictions in the narrative. When reading, we can appreciate the story through paying attention to the details of the narrative, especially to the element of humour that is remarkable on the surface of the work. One of the most fascinating ways of reading the *Voyage* is to suppose the Lilliputian documents are composed according to their peculiar manner of writing, to write letters aslant from one corner of the paper to the other. This is imitated in the letter from Mrs Howard, who understood the element of humour of the *Voyage*. Lilliput is a country that is dominated by law. There is a close relationship between the legal documents and Gulliver’s fate. In particular, the affair concerning Blefuscus greatly affects his fate. Gulliver’s obligation to fight with Blefuscus is stipulated in the ‘Instrument’. His refusal of the emperor’s command to conquer Blefuscus is pointed as evidence in the ‘Impeachment’. From the view-point of Gulliver’s fate, which is determined by these legal documents, we can identify a coherence in the narrative of *A Voyage to Lilliput*.

序

『ガリヴァ旅行記』*Gulliver's Travels* の第1篇「リリパット渡航記」*A Voyage to Lilliput* には、3つの文書が含まれている。ガリヴァの所持品の検査の「目録」、ガリヴァ釈放の「条項」、ガリヴァに対する「弾劾文」である。『ガリヴァ旅行記』本体がガリヴァの「書いた」ものであるのに対し、この3つの文書の本来の書き手はガリヴァ以外の人物であり、それをガリヴァが自分の『旅行記』に引用ないし挿入したという設定になっている。これらはその他の部分のいわゆる「地の文」とは明らかに異なる文体、形態を備えており、一読してたいへん目立つ、「リリパット渡航記」の形式上の特徴の一つとなっている。

リリパットという国は、きわめて政治的な国家であり、文書、命令、法規によって支配されたものである。そして、この国でのガリヴァの運命は、結末に至るまで、要所要所で、書かれたものによって大きく左右される。リリパットという国家と同様、この「リリパット渡航記」もまた、政治に関する風刺やアレゴリーに満ちた、かなり政治的な物語であると言えるであろう。その中におかれた3つの文書こそ、以上のような特徴を、具体的かつ集約的に表わしたものであるのではないだろうか。

本論では、これら3つの文書が、いかなる手続きを経て、我々の目の前の『ガリヴァ旅行記』というテキストの中に含まれるようになったか、フィクションの世界のガリヴァがどのようにしてこれらの文書に接し、どのようにして自らの『旅行記』に包含させたかの経緯を想像し、物語内容における「事実」を再構成しながら、3つの文書のそれぞれが持つ特徴を浮き彫りにしていく。

その際、我々は、作者スウィフトの意図に沿って、書き手として設定されたガリヴァの述べた言葉を、あくまでも事実であると想定し、この「渡航記」をも単純に虚構としてではなく、あたかもノンフィクションであるかのようにみなそうという態度で、物語の内容を出来るだけ一貫したものととらえることを試みながら、作品を読んでいくこととする。そして、リリパットという国家において、ガリヴァ個人の運命にとって、また「リリパット渡航記」という物語の全体の構造にとって、これら3つの文書を始めとする、書かれたもの一般がどのような役割を果たしているかを考察し、「リリパット渡航記」にどのような工夫が施されているか考え、その特徴の一端について考察する。

|

『ガリヴァ旅行記』は、各篇によって差はあるものの、基本的には喜劇的な要素を無視しては、その全体像は理解できないものだ。コメディーとユーモアの要素は、特に第1篇と第2篇において顕著である。第2篇のユーモアが、主としてガリヴァの身におこる個々の出来事や、彼の行動という、物語の内容そのものによってもたらされるものであるとするならば、それに対して、第1篇におけるユーモアは、ガリヴァの行動よりはむしろ文章のレベルで顕著である。ガリヴァの所持品の「目録」においては、我々になじみのある事物が、それらを全く見たことのない、他の世界の人間、すなわちリリパット人の2人の役人にとってはどう見えるのかが述べられる。そして彼等の記述をヒントに、これらの事物が何であるかを読者が推量するという、あたかもクイズのような仕組になっている。子供なみの知能で十分味わえるおかしさが土台となっている。“On one level, this offers the reader the child-like pleasure of trying to identify familiar objects from an unfamiliar point of view.”¹⁾ と Hammond が述べているとおりである。その上に、この文書には、当時の政治的な事件に関するアレゴリーが加味されている、という構造になっている。そして何よりも、この目録の最初の“IMPRIMIS”という語の持つ大げさな感じ、仰々しさと、検査される事物の日常性、身近さとの間のギャップにこそ、この部分のユーモアは存していると言えるだろう。以下、この「目録」を検討してみよう。

どのような経緯で、この文書が、今われわれの目の前にあるように、『ガリヴァ旅行記』中の「リリパット渡航記」というテキストの中に含まれるに至ったかをまとめてみよう。まず、リリパット皇帝がガリヴァの身体検査をしたいとの希望を述べ、ガリヴァは、自由の身になるためならば裸にもなり、ポケットも裏返そうと返答する。そこで「この国の法律に従って2人の士官が検査を行う」「He replied, that by the Laws of the Kingdom, I must be searched by two of his Officers”²⁾ ということになって、ガリヴァに対する所持品検査が執

1) Brean Hammond, *Gulliver's Travels* (Milton Keynes: Open University Press, 1988), p.6.

2) Jonathan Swift, *Gulliver's Travels*, Vol. XI of *The Prose Writings of Jonathan Swift*, ed. Herbert Davis (Oxford: Basil Blackwell, 1965), p.33.

*Gulliver's Travels*からの引用は、すべてこのデイヴィス版による。篇、章、頁は、この順で本文中の括弧内に示す。翻訳は、次のものを参考にした。中野好夫訳『ガリヴァ旅行記』(東京、新潮社、1951年)。平井正穂訳『ガリヴァー旅行記』(東京、岩波書店、1980年)。

り行なわれることになった。文書が作成される以前の物語内容は、以上のように再構成することが出来るだろう。

さて、そこで2人の士官が、いよいよガリヴァのポケットに入れられ、検査が始められる。「2人の男は、ペンとインクと紙を持って、見たものはいちいち精細な目録を作った」“These Gentlemen, having Pen, Ink, and Paper about them, made an exact Inventory of every thing they saw.” (I. ii. 34)その「目録」そのものは、「この目録を私は後に英語に訳したが、次のような逐語訳になる」“This Inventory I afterwards translated into English, and is Word for Word as follows.”(I. ii. 34)との、ガリヴァの前置きの言葉の後に、英語に「翻訳」されたものが引用されている。ガリヴァは、ヨーロッパの法律的な文書の流儀に従ったのである。文書の冒頭は“IMPRIMIS”という重々しいラテン語で始められている。ハンカチ、煙草入れ、手帳、櫛、ピストル、金銀銅貨、ナイフ、時計(リリパットに時計はない)、長剣、弾丸、火薬などが、これらを初めて目にする者の目で見たかのような記述がなされる。中でも、時計のくだりにおける風刺とユーモアは、秀逸と言って良いであろう。ガリヴァは、まだリリパットの言葉を覚えたてであり、2人の係官もガリヴァにあまり詳しい質問は出来ないでいる。ガリヴァの「何でもこれにお伺いをたてる」「seldom did any Thing without consulting it」との言葉から、時計は「彼が崇拜する神」「the God that he worships” (I. ii. 35)ではないか、との結論が導き出されてしまう。まことに突飛な連想ではあるが、彼等の推論がこのような結果に至ったことは十分納得がいく。また、それだけでなく、時計に対して、あるいは時間というものに対して、人々がいかに重きを置いているかを考えてみれば、時計を神だと誤解したということは、時間に対する我々の態度への風刺がこめられていることに気付く。あるいは、異なる文化に属する者同士が接触した際、意思の疎通に苦慮した挙句、とんでもない結論に達してしまうという、よくありがちな事情を風刺したものともとれる。

物語内容における「事実」の経過を先へたどって行こう。「目録」ができ上がると、2人の係官(我々は、彼等の名が、Clefren Frelock と Marsi Frelock であるということをも、末尾の署名によって知らされる。)は、それを皇帝に向かって読み上げる。すると皇帝は、記されたものをいちいち提出するようにガリヴァに求める。それに応じて彼は所持品を順に提出していく。ガリヴァが、提出した所持品について順次語る段になって、読者は、「目録」を読みながら想像していたものが何であったのか知らされる。すなわち「クイズ」の正解が与えられる訳である。さて、このようにして作られた「目録」は、後にガリヴァの

入手するところとなり、オリジナルのリリパット語から英語に翻訳されたという訳である。このことをはっきりさせるように、「目録」の本文中の括弧の中には、ガリヴァによる翻訳の説明が入っている。(ということは、括弧内と「目録」の前後とが同じくガリヴァの「地の文」ということになる。) ただし、その翻訳がいつ行なわれたのかは不明である。リリパット滞在中であれば、そこで生活に慣れた後、かつ、リリパット語を習得した後でなければならない。イギリス帰国後なら、プロブティンナグ渡航までの2ヵ月間。あるいはずっと下って『旅行記』執筆の直前かもしれない。また、彼が翻訳している様子を想像してみることも面白いことである。オリジナルの文書は非常に小さい字で書かれていたはずであるから、ガリヴァはそれを判読するのに、さぞ骨を折ったことであろう。あるいは拡大鏡を使用したかもしれない。いずれにせよ、最終的には、ガリヴァが「リリパット渡航記」を執筆した際、現在見られる部分に挿入されて、我々の目の前のテキストの一部として存在している訳である。

ここまでのことろで、この文書のフィクション内における成立、及びその後テキスト上に含まれるまでの経緯は、書かれていないことについての推測もまじえて、テキストに即して考えれば、以下のように再構成することが出来るであろう。

- (1) 2人係官によるリリパット語の「目録」の作成。このオリジナルの文書自体は、とても小さいものだ。
- (2) 皇帝の面前での係官の朗読。(ガリヴァは、それを聞いている。続いてガリヴァは所持品を提出する。)
- (3) ガリヴァが入手。後に英訳。(字が小さいので読みづらかったであろうと推測される。)
- (4) 「リリパット渡航記」の原稿の執筆に際し、それまでに英語に訳したものを見参照。本文中に引用。

この後は、現実の世界での経緯となる。

- (5) 『ガリヴァ旅行記』印刷、出版。1726年初版。1727年第2版。1735年フォークナー版。それ以降、様々な版で流布。
- (6) 我々の目の前の、デイヴィス版『ガリヴァ旅行記』の中に、テキストとしてある。

珍しいリリパット語の文書が、上記のような過程を経て、今、我々の目の前にあるのだということ自体、喜ぶべきことだ、という素朴な感慨が浮かぶほど、破綻なく、上記の(1)から(6)の流れが連続しているという風に見えるであろう。上記のように、「クイズ」のような形式を備えていることに加え、挿入された「目

録」自体の文体が、勿体ぶった表現がされている形式的な文書類の文体のパロディになっていることや、提出された品々が、小人たちに与える驚きの描写(例えば「何百人という人間がひっくりかえった。さすがに皇帝は倒れこそしなかったが…」“Hundreds fell down as if they had been struck dead; and even the Emperor, although he stood his Ground . . .” (I.ii.37))にもユーモアが見られること等により、「目録」の作成と所持品の提出が語られるこの部分は、全体として、「リリパット渡航記」という物語の中でも、大変良くできた箇所ではないかと思われる。

しかし、ここでよく考えてみれば、いろいろな不自然な点が生じていることに気が付く。「目録」の作成と所持品の提出との間に時間の経過はないようである。となると、わざわざ「目録」を作らずとも、いきなりガリヴァに所持品を提出させれば、事は足りたはずではないだろうか。だが、実際は、係官がガリヴァのポケットを探りながら「目録」を作り、その後でガリヴァが現物を提出する、という段取りになっている。このことの理由は何であろうか。まず第一に、作者スウィフトが、物語の不自然さを取り除くことよりも、クイズ形式のおもしろさの方を、優先させたということが考えられる。所持品が検査されることと、ガリヴァが所持品を提出することで、「クイズ」の問題と回答のセットが完結する。この意味では、個々の事物の提出という行為そのものだけでは不十分で、その行為の描写に先だって、「目録」が作られることが、必要不可欠なのである。第二に、政治に関する風刺を盛り込むための手段として、これを格好の方法であると考えたであろうということが挙げられる。例えば、時計を神であろうと推論してしまったことなどに見られるように、探す側は、調べはするものの、結局のところ、何も分かっていないという点で、政治的な意図で行われる個人の身辺の探索の誤謬を風刺しているということである。こうした風刺を行なうためにも、ガリヴァの所持品の提出に先だって、それらの「目録」が作られる必要があったと考えられるのである。

しかし、結果的には、以下のようなことが言えるように思われる。即ち、リリパットという国家における「文書」の優位、文書に依存し、法規に依拠する、形式主義尊重の制度を如実に、それも物語の初めの方で、読者に示すことになった、と言うことが出来る。リリパットとは、実はあってもなくても大差ない「目録」というテキストが、ガリヴァによる所持品の提出という実際の行為に先だって存在しなければならないような、奇妙な特徴を持った世界であるということが分かる。さらに、ここで注意せねばならないのは、皇帝の言を信ずるなら、所持品の検査は、単に皇帝個人の気紛れによってなされたのではなく、元

来「この国の法律」に定められていた、ということになっている点である。リリパットは、何事につけても法規に則って運営されている国家であることの一端が、ここにも現われていると言えよう。Terry Castle の言うように、“In Part One, for instance, when Swift satirizes the pettiness and pomposity of the Lilliputians he shows us that their society is preeminently text-oriented. The Lilliputians are compulsive writers. They organize their lives around significant texts . . .”³⁾ スウィフトの意図としてそうなっているのか、あるいは結果的にそうであるに過ぎないのかは、議論の分かれるところではあるだろうが、確かに、リリパット人たちは、「書くこと」に対する強迫観念にとらわれているようにも見える。

さらに、細かい点であるが、不自然な点が他にもある。ガリヴァは、日記帳を持っていることになっている。これは、作品の結末、即ち、第4篇「フィヌム渡航記」の第12章でガリヴァが言及する、「正確な記録」の必要を述べた箇所と照應し、その裏付けともなるものである。“I know very well, how little Reputation is to be got by Writings which require neither Genius nor Learning, nor indeed any other Talent, except a good Memory, or an exact Journal.” (IV. xii. 292) ただ、ペンとインクに類するものが欠けているのである。これはなぜであろうか。「フィヌム渡航記」の第3章で語られるところによれば、ガリヴァは、フィヌム語を英語のアルファベットに移して記憶するという作業をしていたということになっているから、(IV. iii. 234) この時には、彼は何らかの筆記具を手元に用意していたことになる。文字すらないフィヌム国でガリヴァはさぞ苦労してそれらを入手したことだろう。(ロビンソン・クルーソーが日記を続けるのに苦労した話が想起される。)いずれにせよ、ガリヴァと書字行為とは、『旅行記』の執筆という物語の大枠の行為だけでなく、物語の中においても関わりが深い事柄であると言える。ガリヴァは、さまざまな土地を巡りながら、常に、自分の体験を書き止めるという行為を続けているのだろう、という印象を、読者に持たせるように書かれている、と言うことが出来よう。そうであるにもかかわらず、この箇所では、ペンもインクも持っていないのである。スウィフトの不注意によるものであろうか。あるいは、このことには、何か隠された意味があるのではないか。例えば、物語の大枠である、ガリヴァ

3) Terry Castle, “Why the Houyhnhnms Don’t Write: Swift, Satire and the Fear of the Text,” in *Gulliver’s Travels*, ed. Christopher Fox (Boston: Bedford Books of St. Martin’s Press, 1995), p.390.

による執筆という設定自体をも覆えてしまうべく、作者スウィフトによって仕掛けられた策略ではないか、というような深読みをしたくなることも事実である。

ペンを持っていたかいなかったか、という問い合わせに結論を出す前に、『ガリヴァ旅行記』の持つ特徴について確認しておこう。この作品に関しては、一般的に以下のようなことが言えるのではないだろうか。この作品の中で述べられている事や物、あるいは逆に、述べられていない事や物を、どの程度まで信用してよいか、読者は、常に不確かであやふやな状態に置かれている。しかし、このようにあやふやな状態に置かれているという事情を、我々読者は常に意識している訳ではなく、大抵の場合は、ガリヴァの言葉を文字どおりに受け取って作品を読み進んで行っている。そして、時折、この件に関して、認識を新たにさせられるような箇所に遭遇し、その都度、ガリヴァの言葉の真偽を問題にしたり、しなかったりする、というふうにして、読みの行為を続けていくのだ。

語られている事柄が真か偽かが、様々なレベルで問題になるということによって、さらに複雑な問題がもたらされる。例えば、ペンを持っていない件にしても、作者であるスウィフトの不注意による書き漏らしなのか、あるいは意図的な書き落としなのか判然としない（作者のレベル）。ガリヴァは持っていて、2人の係官も記録したが、ガリヴァが「英訳」する時か、『旅行記』執筆の時に、書き忘れたのかもしれない（虚構内の執筆のレベル）。あるいは、ガリヴァが「シンプソンへの書簡」“A Letter from Capt. Gulliver to his cousin Sympson”でこぼしているように、『旅行記』自体、内容の一部が削除されたり、余計なものが挿入されたりしたことになっている。“But I do not remember I gave you Power to consent, that any thing should be omitted, and much less that any thing should be inserted.”(5) と、彼は述べているのである。従って、これも「編者」により削除されてしまった、ということなのかもしれない（虚構内の編集のレベル）。「シンプソンへの書簡」は、ある程度、作品執筆後の、スウィフトの作者としての所感が込められているとも考えられるものであるので、現実の編集や出版のレベルでこの件が問題になっているという可能性まで否定できないのである。こう考えてくると、もはや、我々読者は、何がどこまで真実か判断がつかないまま、一種の迷路に迷い込んだような状況に置かれてしまう。さらには、読者がこのような結果に陥ることをも、作者スウィフトは、あらかじめ予期していたのかもしれない、という気までてくる。Marilyn Francus も言っているように、“Swift can always claim that the reading is incorrect, for he knows his text and his intent better than any

reader could.”⁴⁾

我々にとって『ガリヴァ旅行記』という作品の内部の出来事に関して議論する場合の手がかりは、ス威フト本人からは何も聞き出すことが出来ない以上、『ガリヴァ旅行記』という作品そのものしかない。例えば、2人の係官によってリリパット語で書かれた「目録」の現物も、それをガリヴァが英訳したもののが原稿も、実際に目にすることは出来ない。このような、自明ではあるものの、考えてみれば大きな制約の下に我々はいる、ということである。もっとも、そこにこそ、『ガリヴァ旅行記』のように、テキストとしての成り立ち自体に、作為的な様々な操作が加えられた作品に取り組む場合の難しさがあり、かつ、面白さがある、と言っても良いであろうが。

そこで、当面の我々の基本的な態度としては、一応以下のように定めておくのが最も単純で分かりやすいだろう。まず、我々は、ガリヴァは嘘つきではない、と考える。彼は、一応何でも正直かつ率直に自己の体験を語る人物である。ある時は本当のことを言い、またある時は嘘をつく、などということはない。ただし、時にはかなり大げさな表現をすることはある。その点では我々も同じだ。もちろん『ガリヴァ旅行記』が虚構の作品であり、物語内の世界がフィクションであって、ガリヴァはそれを記述する人物として設定されている、という意味においては、彼こそ希有の「嘘つき」である、と言うことは出来る。しかし、このことと、我々が、ガリヴァは嘘つきではない、というのとは、レベルの異なる問題であることは言うまでもない。周知のとおり、そもそも、ガリヴァは、小説の登場人物に見られるような、一貫した性格を持っている人物としては創造されてはいない。さらに、ある作品が一人称で語られている場合、その語り手が嘘つきであるか、そうでないのかは、語られていることからは、判断のしようがないことでもある。つまり、ガリヴァは本当は嘘つきであるのかもしれないし、そうでないのかもしれない。このような事情を承知した上で、我々はひとまず、ガリヴァは嘘つきではない、と考えよう、ということである。

さて、ところが、テキスト上には様々な矛盾や不都合が実際に生じている。この理由は、ガリヴァが嘘をついていることによるものであるとは考えない以上、その都度いちいち詮索されねばならない。それは、作者の立場からの理由付けということになるだろう。例えば、風刺の効果を高めるため、とか、物語

4) Marilyn Francus, *The Converting Imagination: Linguistic Theory and Swift's Satiric Prose* (Carbondale and Edwardsville: Southern Illinois University Press, 1994), p.51.

としての面白さを優先したため、と言うことが可能であろう。また、そうした矛盾や不合理の陰に、何か隠された意味がありそうだ、と考える者がいても不思議はない。この様な場合はいずれも、作者が意図的に不具合を残したままにしたということになるだろう。また、これとは逆に、作者が、ついうっかりしたという可能性も全くない訳ではない。しかし、どのような解釈をするにせよ、それは、読者の推測の域を出ないものであるということに、我々は何よりも注意しなければならないと思われる。我々としては、試みに、出来る限りガリヴァの言葉を信用して、物語の内部で語られている物事は「事実」であると思いなし、物語内容に首尾一貫性を積極的に見出だしていくという態度をとりつつ、「リリパット渡航記」を読んでいこうということである。

そこで、ペンの件に立ち返ってみよう。普通に考えれば、ガリヴァは、身体検査の時点で、ペンを持っていたかいなかったかのいずれかである。持っていたら所持品の「目録」に記載されたはずである。ところが「目録」にはその記載がない。また、「搜索を逃れた秘密のポケット」“one private Pocket which escaped their Search” (I. ii. 37) の中に入っていたという可能性はない訳ではないが、ペンは言及されていない。では持っていないかったのだろう。きっと海でなくしたのだろう。ペンもインクも、小さいのなら2人の係官が持っているではないか。ガリヴァ用に大きなペンやインク入れを作ってもらえば良い。そうすれば、それ以後、彼が物事を記録することに心配はいらない。これが最も簡単で合理的な推理であろう。

ところで、「目録」自体は、テキストの上ではどのようにになっているであろうか。以上見てきたように、「目録」は、本来は他人によって書かれたものであり、後にガリヴァが「リリパット渡航記」を執筆した際に、本文に挿入されたものである。ならば、これは、ガリヴァの「地の文」とは分けて印刷してある方が妥当であると言えないだろうか。ところが、テキストによっては、そういうていのものが見られるのである。1735年のフォークナー版も、それに基づいた、デイヴィスの全集版も、“IMPRIMIS”的前は改行のみで、行あけは施されていないのだ。(Norton版や、最近のFox編のものも同様である。)一方、Penguin版およびViking版は行間があけてある。⁵⁾ Penguin版は1735年の変更を随所に加味してあるものの、基本的には1726年版によっていると称してい

5) Jonathan Swift, *Gulliver's Travels*, ed. George Faulkner (Dublin: 1735), p.24.
 Jonathan Swift, *Gulliver's Travels*, ed. Paul Turner (Oxford: Oxford University Press: The World Classics, 1986), p.19.

るから、むしろこの件に関しては、1735年版に多くみられる過誤の一つとみなせるかもしれない。行間があけてあるかないかによって、視覚的な印象は随分異なる。本文とは異質の文書類が挿入されているということを、よりはっきりと際立たせるには、改行だけでは不十分であることは明白であるだろう。その点を、Penguin版およびViking版の編者は、よく理解していると言えよう。「目録」の終わりの部分は問題ない。以上のどの版も、2人係官の署名の後には、行のあきが設けられているので、文書の最後が明確になっている。このように、文書の終わりは、次に続くガリヴァの「地の文」と分けられているのに、始めの方は分けられていないということ自体、不適切なことであると言える。これは細かな問題ではあるだろうが、我々のように、細部にこだわってテキストを問題にしている限り、この様な、普通は問題にされないで見過ごされがちな、些細な点に注意が向くことは避けられないことであるだろう。むしろ、『ガリヴァ旅行記』とは、そうした細部にこだわる読みの態度こそを誘発するような作品であるということを強調したいのである。

先にも述べたように、この文書は、実は作成されなくても良いものであった。それをわざわざスウィフトが、小人に作成させ、ガリヴァに訳させた上で、読者に紹介させる、という手段で作品に組み込んであるのには理由があると考えたのだが、その一つが、政治風刺のアレゴリーとしてこの文書が作品中に掲げられているのだ、という解釈である。ここでその件を一瞥しておかねばならない。現代の各種のテキストの註には、大抵、アレゴリーの説明が記載されているようである。例えば、Penguin版の註によると、一般的には、ガリヴァの身体検査は、ホイッグの委員会による前内閣とりわけ Oxford と Bolingbroke に対する査問を指す、ということである。⁶⁾ 『ガリヴァ旅行記』にこめられた政治的なアレゴリーに関しては、出版当初から様々なことが推測されてきた問題であるが、近代的なアレゴリー解釈を始めたのは、Sir Charles Firth であるといわれている。その後、Case や Ehrenpreise らが様々な解釈を与えてきた。そ

Jonathan Swift, *Gulliver's Travels*, ed. Robert A. Greenberg (New York: Norton, 1970), p.17.

Jonathan Swift, *Gulliver's Travels*, ed. Christopher Fox (Boston: Bedford Books of St. Martin's Press, 1995), p.52.

Jonathan Swift, *Gulliver's Travels*, ed. Peter Dixon and John Chalker (Harmondsworth: Penguin Books, Penguin Classics, 1985), p.69.

Jonathan Swift, "A Voyage to Lilliput" in *The Portable Swift*, ed. Carl Van Doren (Harmondsworth: Penguin Books, 1977), p.228.

6) Jonathan Swift, *Gulliver's Travels*, ed. Peter Dixon and John Chalker, p.349.

れらはいずれも、ある程度読者の納得のいくものであったと言うことが出来るだろう。⁷⁾ だが、個別的なアレゴリーの対象を詮索する立場を否定する評者もいる。例えば、F. P. Lock は、“*Gulliver's Travels* is clearly not wholly allegorical.”と述べ、彼等のような、個々のアレゴリーを見る立場とは反対の立場を取っている。⁸⁾ その代わりに、彼は、他の評者のようにガリヴァを個人に当てはめるのではなく、当時のイギリスに見立てるという見解を提供している。⁹⁾ どういう解釈がふさわしいかという考察はここではしないが、いずれにせよ、今日に至るまで、ガリヴァの身体検査の箇所に限らず、様々な要素について、アレゴリーの解釈がなされてきたということは「リリパット渡航記」の特徴の一つであるということは事実であるということを、ここで改めて確認しておきたい。

II

次に、我々は、「リリパット渡航記」第3章に挿入されている、ガリヴァ釈放の「条項」を取り扱うことにする。この文書にも、次のように、ガリヴァの前置きの言葉が添えられている。「私は文書全体を出来るだけ逐語的に翻訳したが、ここでそれをお目にかけよう。」「I have made a Translation of the whole Instrument, Word for Word, as near as I was able; which I here offer to the Publick.」(I. iii. 43) これは「目録」につけられたものと同工異曲のものである。ただし時制に注意しておこう。「目録」の引用の場合は、“This Inventory I afterwards translated into English”(I. ii. 34) と、過去形が用いられていた。一方、ここでは、“I have made”的現在完了形と“I here offer”的現在形が用いられている。前者は、翻訳を行なったという事実が、ガリヴァの意識において現在につながっていることを示唆し、後者は、ガリヴァの執筆の現在時点における彼

7) Sir Charles Firth, “The Political Significance of *Gulliver's Travels*,” Proceedings of the British Academy, IX (1920), 237-59.

A. E. Case, *Four Essays on Gulliver's Travels* (Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1945; rptd. Gloucester, Mass.: Peter Smith, 1958), p.69ff.

Irvin Ehrenpreis, *The Personality of Jonathan Swift* (London: Methuen, 1958), p.83ff.

8) F. P. Lock, *The Politics of Gulliver's Travels* (Oxford: Clarendon Press, 1980), p.95.

9) Lock, pp.109-10.

の意図を示すものと解せるだろう。このことは、直前の“the Reader may perhaps be curious . . .”(I. iii. 43) や、直後の“The Reader may plaese to observe . . .”(I. iii. 44)という言葉に見られる、読者に対する「書き手としてのガリヴァ」の意識とも関係する。ガリヴァは、自らの自由の獲得というリリパットでの出来事を述べるに際して、つまり「リリパット渡航記」の執筆の中途で、元来は他人 (Skyresh Bolgolam) の書いたものを読者に紹介するという行為を、自覚的に行なっていることになる。この文書そのものに対してだけでなく、テキスト一般や、書く行為に対して我々の意識を向けさせる箇所である。

この文書の中では、他のいくつかの文書に言及がされていることにも注意せねばならない。すなわち、「朕の国璽のついた許可状」“our Licence under our Great Seal”「緊急の勅命」“our express Order”「2時間前の警告」“two Hours Warning”的3件である。また、この文書には視覚上の工夫がなされていることも目を引く点である。文書の前後には行のあきが設けられていることによって、ガリヴァの「地の文」と明確に区別されている。冒頭の皇帝の名が大文字で記されているので、文書の始まりの印象が強められている。各条項は数行ずつまとめられ、間に行間をあけて並列されている。以上のような外形を備えさせられていることにより、この文書が日常的なものでない、法律的な“Instrument”であることが明示されているのである。「条項」は、「目録」よりも印刷上の工夫が徹底しており、いかにも「文書」然としていると言えよう。

では、この文書がテキスト上に印刷されるまでの経緯はどのようにになっていると考えられるであろうか。簡単にまとめれば、それは以下のようになるであろう。

- (1) 宮廷での議論を経て、スカイリッシュ・ボルゴラムが文書を作成。(この文書もまた小さなものだ。)
- (2) ボルゴラム本人が、ガリヴァのところへ持参。
- (3) ガリヴァの面前での朗読。
- (4) ガリヴァの宣誓、署名。(ガリヴァは、かなり小さな字で署名したと思われる。)
- (5) ガリヴァが文書入手。英訳。
- (6) イギリス帰国後に「リリパット渡航記」の原稿執筆に際し、訳したもの参照。本文中に引用。
- (7) 『ガリヴァ旅行記』印刷、出版。1726年初版。1727年第2版。1735年フォークナー版。それ以降、様々な版で流布。
- (8) 我々の目の前にテキストとしてある。

上記の(5)から後は「目録」の(3)以下と同様である。つまり、「条項」と「目録」とは、成り立ちが基本的には同じであると言える。他人によって書かれたものであること、まずガリヴァの面前で朗読されたこと、ガリヴァが後に入手し英訳したこと等が共通している。ただし、ガリヴァのリリパット語の能力の進歩により、この文書の場合は、彼は朗読を聞きながらその内容を十分に理解し、一つの感慨、即ち、やっと念願の自由が得られるのだという喜びにひたっていたであろうという点は、「目録」の朗読を、ほとんどわけもわからず聞いていたであろう時とは全く異なる。

ガリヴァは、この文書に示された条件に従うという宣誓をすることによって、やっと自由を得ることが出来たのであるが、「リリパット渡航記」全体を、ガリヴァの束縛からの解放の物語として読んだ場合、物語の内容の面から考えても、この文書は重要な意味を持つことになる。以下、ガリヴァの運命とこの文書との関わりについて考えてみたい。ガリヴァは、この文書が出される前に、複数回にわたって請願の書面を提出しているのだ。「私は、自由を求めた多くの請願書や嘆願書を送ってあった。」“I had sent so many Memorials and Petitions for my Liberty.”(I. iii. 42) この頃、すでにガリヴァは、文書の支配するリリパットという国家の制度に完全に取り込まれていたことになる。従って、ここにおいて得られたガリヴァの自由とは、実は表面的なものであるに過ぎない。あるいは、鎖で縛られていらないという肉体的な面でのものに過ぎない、と言っても良いだろう。精神においては、引き続きリリパットの言説の内部に自らとどまり続ける。彼は、この後も終始、文書や法規の類に縛られ続けるのだ。結局のところ、ガリヴァの完全な自由は、リリパットからブレフスキュに逃れ、さらに英國へ戻るまで回復はされないので、と言うことが出来るだろう。

ただし、解放の条件に従うことをガリヴァが宣誓し署名した時点では、彼は自己の運命について全く悲観してはいないようである。ガリヴァは以下のように述べている。「私は大変な喜びと満足をもってこれらの条項に対し宣誓し署名した。」“I swore and subscribed to these Articles with great Clearfulness and Content.”(I. iii. 44) このようなガリヴァの気分をあたかも反映するかのように、この文書も全体としてユーモラスな色彩が濃い。例えば、GOLBASTO MOMAREN EVLAME GURDILO SHEFIN MULLY ULLY GUE という大袈裟で奇妙な響きのする名前を持った小人の皇帝への、これまた大袈裟な賛辞がそうである。また、使者と馬とを両方ともポケットに入れて連れていき、また持って帰る役や、大石を運ぶ役、島の周りを歩測する役は、巨人であるガリヴァならではの役目であるという点で、理屈にあっているだけでなく、こうし

た仕事をしている姿を想像すると、何となく滑稽な感じを読者は持つものもあるのではなかろうか。

ガリヴァがこれらの仕事をしたかしなかったかは、何も語られていない。おそらく一度も果たすことはなかったように思われるのであるが、第6条で初めて言及される、ブレフスキュとの間の戦争の件は、独特の方法で宮廷の火災を消火したことと並んで、「リリパット渡航記」の大きな山場の一つ、ガリヴァの運命を左右する大きな事件へと繋がっていくという点で対照的である。ガリヴァが承諾した「条項」の第6条は以下のようなものである。「第6条、人間山は朕の同盟者となり、ブレフスキュ島の敵に抗し、いまや朕が国家を侵攻せんとしつつあるその艦隊を撃滅すべし」“Sixthly, He shall be our Ally against our Enemies in the Island of Blefuscu, and do his utmost to destroy their Fleet, which is now preparing to invade Us.” (I. iii. 44) 第6条は、彼が後に艦隊捕獲という行為を進んで行なうことになるための、法的な根拠となっているのである。(ただし、彼が実際に行った行為が、“destroy”という表現に合致するものであるか否かは、議論の分かれるところであろう。ブレフスキュの艦隊を文字どおり「撃滅」したのではないことは明らかだからだ。)

この件に関しては、後で取り上げる、ガリヴァに対する「弾劾文」との対応をも指摘することが出来る。A. E. Caseによれば、“The second and fourth articles contain allusions to the sixth and first provisions, respectively, of the agreement by which Gulliver was set at liberty.”¹⁰⁾ (弾劾文の第2項、第4項は、それぞれ、ガリヴァが釈放された同意文書の第6条、第1条への言及を含んでいる。) すなわち、「弾劾文」の第2項とは、ブレフスキュの残余の艦隊を云々という勅令にガリヴァが背いたとするものであり、ブレフスキュとの戦いそのものを義務づけたのが、上に引用した「条項」の第6条、即ち、ブレフスキュ艦隊を撃滅すべし、というものである。これに関しては、おそらく、大抵の読者が記憶に留めるであろう重要な事項であると言って良いであろう。一方、「弾劾文」の第4項では、ガリヴァはブレフスキュへの出国を許可なく企てているとして非難されているのであるが、「条項」の第1条の、出国には「朕の国璽のついた許可状」“our Licence under our Great Seal”が必要であるという条件が、これに関わっているという構成になっている。こちらの方は、比較的見落とされがちな照應ではないだろうか。これは、第1篇が、細かい点で、非常によく前後の照應を考えて書かれたものであることの一例であると言える

10) Case, p.78.

だろう。

さて、問題の、ガリヴァの運命とブレフスキュとの関わりについてであるが、ガリヴァの艦隊曳航という行動全体を思い起こしてみれば、先の身体検査でガリヴァから取り上げられた物の中に、剣やピストルといった武器が含まれていたことが、重要な意味を持ってくることに、注意深い読者は気付くであろう。艦隊曳航という行動の時点において、これらの武器は、おそらく厳重に、皇帝の倉庫内に保管されていたに違いない。もし仮に、そうではなく、他の品々と同様にガリヴァの手元に返却されていたのなら、果たしてガリヴァは、あのよくな、いわば平和的な手段で、ブレフスキュ艦隊に臨むことが出来たであろうか。あるいは、皇帝やその側近たちが、それらの武器の使用をガリヴァに強いたのであれば、どうだったろう。仮に、ガリヴァがブレフスキュの艦隊に向けて銃を発砲したり、リリパット人たちがガリヴァのピストルを手本にした火器を製造、使用したりするということになれば、この渡航記は、今あるものとは全く別の物語になってしまったであろう。戦争の技術の革新により、リリパット、ブレフスキュ双方の人々の血がおびただしく（といっても一人一人の血の量はたいしたことはないが）流されるような、凄惨な世界が展開されてしまうことになったに相違ない。

さらに、このことの影響は、『旅行記』全体にも及ぶはずだ。とりわけ、戦争や兵器の問題を取り扱った第2篇や第4篇の当該箇所への影響は避けられないものであろう。以下は、第2篇でガリヴァが火薬や銃器について国王に向かつて説明を行ったことを述べた箇所である。

I told him of an Invention . . . to make a certain Powder; into an heap of which the smallest Spark of Fire falling, would kindle the whole in a Moment, although it were as big as a Mountain; and make it all fly up in the Air together, with a Noise and Agitation greater than Thunder. That, a proper Quantity of this Powder rammed into an hollow Tube of Brass or Iron, according to its Bigness, would drive a Ball of Iron or Lead with such Violence and Speed, as nothing was able to sustain its Force. That, the largest Balls thus discharged, would not only Destroy whole Ranks of an Army at once; but batter the strongest Walls to the Ground; sink down Ships with a thousand Men in each, to the Bottom of the Sea.
(II. vii. 134)

(私は彼にある粉末の発明について述べた。この粉末の塊にちょっとした火花でもふれようものなら、その塊全体が、たとえ山のように巨大なものであっても、一瞬のうちに発火し、雷よりももっとすさまじい轟音と振動を伴って空中に一斉に飛び散る。真鍮か鉄で作った、内側が空洞になっている円筒の中に、その大きさに従って適當な分量のこの粉末を詰め込んで火をつけると、何ものも抗することのできないほどの強烈な力と速力で鉄や鉛の弾丸を発射することが出来る。こんなふうにして巨大な弾丸が発射されると、あっという間に全軍を一兵残らず殺戮するだけでなく、どんなに堅固無比な城壁をも跡形もなく破壊し去り、千人もの乗員を乗せた何隻もの艦船をも一挙に海底に葬り去る。)

以上の箇所の風刺は、火薬に関するものであるというだけでなく、その製法から効果までが語られており、我々が問題にしている事柄と直接関わるものだ。一方、次に引用する、第4篇での風刺は、銃器や火薬だけを対象としているのではなく、戦争の全般的な局面を網羅したものであり、さらに風刺の対象として想定されているものの規模が大きい。

And, being no Stranger to the Art of War, I gave him a Description of Cannons, Culverins, Muskets, Carabines, Pistols, Bullets, Powder, Swords, Bayonets, Sieges, Retreats, Attacks, Undermines, Countermines, Bombardments, Seafights; Ships sunk with a Thousand Men; twenty Thousand killed on each Side; dying Groans, Limbs flying in the Air: Smoak, Noise, Confusion, trampling to Death under Horses Feet: Flight, Pursuit, Victory; Fields strewed with Carcasses left for Food to Dogs, and Wolves, and Birds of Prey; Plundering, Stripping, Ravishing, Burning and Destroying. (IV. v. 247)

(元来戦術について多少心得のあった私は、大砲、重砲、小銃、騎兵銃、拳銃、弾丸、火薬、剣、銃剣、攻城、退却、攻撃、奇襲坑道、対敵坑道、砲撃、海戦、千人の乗組員もろともに沈没した艦船、敵味方双方に出た2万人の死者、断末魔の呻き声、四方八方に飛び散る四肢、黒煙、阿鼻叫喚、混乱、馬蹄による圧死、敗走、追撃、勝利、犬や狼や猛禽の食うがままに放置された死体累々たる戦場、掠奪、強奪、強

姦、焼打ち、破壊等々について彼に説明した。)

リリパット対ブレフスキュの戦争に砲や火薬が登場するという展開になれば、これらの箇所の風刺のためにとておかれねばならないものが、早々と第1篇の中に現出せしめられてしまうという事態に至ったはずである。第2、4篇の以上の描写は、現実に起こったものでなく、ガリヴァの話の中で間接的に述べられたものであるに過ぎない。それに対し、リリパット対ブレフスキュの戦争は、現実の戦争としてガリヴァが身をもって体験する、生々しいものとなるはずだ。リリパット人の特性を考えてみると、折角の強力な武器をしまったままにしておくということは、不自然の感を免れない。狡猾な面もあり、学問も発達した彼等は、即座に武器を製造したはずであろう。ところが実際の物語は、そうはない。この点は、明らかな矛盾ではないかと考えられる。しかしながら、この矛盾を取り除いた結果、「リリパット渡航記」や『ガリヴァ旅行記』全体が、風刺の効果のより高い、より優れた作品となったかどうかは、やはり、推測の域を出ない。あるいはそういった別の版がもしあれば、それを読んでみたいと思う読者なり、それを書いてみようと思う者がいても不思議はないが、おそらくは、現にあるものを超えることはないであろうという予測はつく。

いずれにせよ、ガリヴァは、釈放に際して、「条項」という文書でもって、ブレフスキュとの戦争に巻き込まれるべく運命づけられてしまった、ということに変わりはない。そして、ガリヴァがとった手段も、ある程度、限定されたものとなっていることの一つの根拠が、彼のもともと所持していた武器類が取り上げられて手元にはないということであり、そうなった事情は、先の身体検査での「目録」という文書に述べられていたとおりである。ガリヴァは、自ら立てた手柄によってナーダックに叙せられるという栄誉の絶頂を味わう。それと同時に、残余の艦隊をも曳いてこいとの皇帝の命令に背いたことにより、最終的には、三たび「弾劾文」という文書によって弾劾されるという、緊密な筋書がこの先に描かれていくのである。まさに、ガリヴァの運命の変転には、「文書」が重要な意味を持たされているのである。

ところで、この「条項」のそれぞれについても、政治的なアレゴリーを読み取ることが出来ると言われている。「条項」の起草者であるスカイリッシュ・ボルゴラムは、古くは、William Cooke Taylor により、Duke of Argyle になぞら

11) Case, p.72.

12) Firth, p.244. Cf. Fox, p.281.

えられた。¹¹⁾ また、Sir Charles Firthによつては、Earl of Nottinghamになぞらえられたりもした。¹²⁾ また、Turnerの註によれば、P. O. Clarkは、Duke of Marlboroughに擬しているということである。¹³⁾ しかし、J. A. Downieは次のように異論を唱えている。“It is even more futile to speculate upon whether or not Skyresh Bolgolam is the Earl of Nottingham or the Duke of Marlborough, because Swift's allusions are seldom sufficiently specific.”¹⁴⁾ 我々も、ここでは彼の意見に従い、個々の対象物を詮索することはせずにおこう。そして、この文書の場合も、いかに様々な対応が、現在に至るまで、見い出されてきたかということを確認するだけに留めておくことにする。

III

「リリパット渡航記」第7章には、第3の文書として、ガリヴァに対する「弾劾文」が挿入されているが、これを扱う前に、ここで、その前の第6章について考えてみたい。

本論で我々が取り扱っている3つの文書が、いずれもガリヴァ以外の人物に由来し、ガリヴァの運命を左右するという点で、物語の構成上、重要な意味を持つものであるのに対し、第6章は、その全体が、ガリヴァ自身の筆になるものであることや、自己の運命とは直接関わりを持たない、つまり、物語の展開とは直接的な関係の薄い、客観的な文章であるという点で対照的である。また量的な差も大きい。にもかかわらず、「リリパット渡航記」の形式上の成り立ちという面から考えて、共通する点がある。それは、いずれも物語の本体に挿入された、質の異なる「文書」であるという点である。

この第6章で、書き手ガリヴァは、自分の体験談をひとまず脇において、リリパットの国の持つ様々な制度について述べる。列挙されている様々な法律や習慣をここではいちいち検討しあしないが、それらはすべてリリパット国の法規によって定められているのだろう、という印象を我々は受ける。一例を挙げよう。「ここでは何人によらず、73ヵ月間国法を遵守したという十分な証拠を提

13) P.O.Clark, “A Gulliver Dictionary,” *Studies in Philology*, L(1953), 604-5.
Cf.Turner, p.314.

14) J. A. Downie, *Jonathan Swift: Political Writer* (London: Routledge and Kegan Paul, 1984), p.276.

出しうる者は、ある種の特権を求める権利が生じ…スニルポール、すなわち遵法士、の称号も与えられる。」“Whoever can there bring sufficient Proof that he hath strictly observed the Laws of his Country for Seventy-three Moons, hath a Claim to certain Privileges . . . He likewise aquires the Title of Snipall, or Legal” (I. vi. 59) と述べられている。この国においては、法を遵守することがいかに重要な事柄であるかが分かる。称号を与えるための細々とした規定も、法律として明文化されて存在するに違いない。リリパットが法に基づいた国家であるということが、改めて意識されてくる。

また、ここでの記述は、かなり詳細かつ網羅的である。ガリヴァは、第6章の冒頭で、リリパットの詳しい記述は、「別の一つの論文」“a particular Treatise” (I. vi. 57) にとっておくと言っているにも関わらずである。この「論文」は、第4章で「ほとんど印刷の準備ができている、より大きな著作」“a greater Work, which is now almost ready for the Press” (I. iv. 47) と、言及されていたものであろう。ここでガリヴァはあたかも『桶物語』*A Tale of a Tub* の書き手のように、自分の本の宣伝をする三文文士であるかのように見える。¹⁵⁾ ここで重要なのは、第1篇には、その中にいくつかの文書が含まれているだけでなく、その「外」にもまた文書が存在するということが示唆されているという点である。このように、内外ともに、多数の文書に彩られていることが、第1篇の特徴の一つであるということは、いくら強調してもしすぎることはない。

ここで、第6章の中で、スウィフトがイギリス女性の習慣を揶揄した冗談であると思われる一節に注目してみたい。ガリヴァは次のように述べている。

But their Manner of Writing is very peculiar; being neither from the Left to the Right, like the *Europeans*; nor from the Right to the Left, like the *Arabians*; nor from up to down, like the *Chinese*; nor from down to up, like the *Cascagians*; but aslant from one Corner of the Paper to the other, like Ladies in *England*. (I. vi. 57)

(だが、彼等の字の書き方がひどく変わっている。ヨーロッパ人のように左から右に書くのでもなければ、アラビア人のように右から左に書くのでもない。中国人のように上から下にでもなければ、カスカジア人のように下から上に書くのでもない。紙面の片隅から反対の片隅へ

15) Cf. Liz Bellamy, *Jonathan Swift's Gulliver's Travels* (New York: Harvester Wheatsheaf, 1992), p.43.

斜めに書くのである。ちょうどイギリスの女性と同じように。)

スウィフトは、おそらく冗談としてこのことを述べているのであろう。だが、我々は、ガリヴァは、ここでも「事実」を述べていると、みなすことにしてよう。そこで、この記述に従うのならば、これまでに検討してきた、「目録」と「条項」の2つの文書もまた、そのオリジナルは、斜め書きで書かれていたということになる。我々の目の前にあるテキストにはいずれの文書も「ヨーロッパ人のように左から右へ」(邦訳されたものであれば「中国人のように上から下へ」)書かれているため、リリパット語の原文もまたそのように書かれているものだろうと思しなしがちである。いや、このような、字の書き方がどうであるかなどという細かなことには、意識すら向けないのでないだろうか。現実的には、印刷技術上の理由によるものではあろうが、テキスト上でのガリヴァによる「英訳」は、書き方自体も、ヨーロッパ風の「左から右」に「改めて」あり、オリジナルをコピー機で複写したような形で印刷してある訳ではなかった。第6章の記述に至るまで、「斜め」に書くというリリパットの習慣は伏せられていたのだ。ところが、このさりげない数行によって、文字は「左から右」に書くものであるという我々の観念が、単なる無意識の思い込みに過ぎないものであって、普段見慣れたヨーロッパ風の書き方が、実は、いくつもある書き方のうちの一つであるに過ぎないものであるということに気付かされる。つまり、我々の意識において、それまで絶対的であった書字法が相対化される、という訳である。

もちろん、作者スウィフトが、以上のような、読者の思い込みを覆えそうという明確な意図を持って、この一節を書いたのかどうかは不明である。先に述べたように、おそらく英國の婦人たちの書き方を奇妙に感じたことから、リリパット国の独特の書字法を思いついたということであろう。だが、少なくとも、細部にこだわる読者なら、この一節を目にした時点から以後は、2人の係官やスカイリッシュ・ボルゴラムをはじめとするリリパット人の書きものを、「斜め」に書かれたものであると想像しながら、作品を読んでいくべきかもしれない、という感想を持つであろう。従って、出来る限りガリヴァの記述を本当だと受け止めていこうとする読みの態度をとっている我々としては、先に再構成した「目録」および「条項」の経緯に一点付け加えねばならないことになる。「字が小さくて読みにくい」に「斜めに書いてあるので読みにくい」を。こうすることで、作品に隠された意味が見い出せるなどと大袈裟なことを言うつもりはない。リリパット人の書く字の傾き具合は、彼等の人格が真直ぐでないことを象徴的に表わしている、と言うことぐらいは可能であろうが、我々としては、あ

くまでも、物語の表層のユーモアを理解し味わうことによって、物語の世界に浸ろうというに過ぎない。このような態度で作品に臨むことを許容することこそが、『ガリヴァ旅行記』という作品の本質的な価値の一半を占めるとも言えるのではないだろうか。

ところで「斜め」というのは、一体どの方向を指すのであろうか。一般的には、ヨーロッパ風の書き方の、「左から右」を45度ほど傾けた書き方を想像するであろう。だが、中国風の書き方や、アラビア風の書き方、「カスカジア人」風の書き方のそれぞれを「斜め」にした書き方というものもありうる。そして、それらはいずれも、我々にとって、相当読みづらいものであるだろう。それに比べて、ヨーロッパ風の書き方を傾けただけならば、ガリヴァも我々も、たいして読みにくくはない。紙を45度ほど傾ければよいだけだからだ。もっとも、ガリヴァが「イギリスの女そっくりだ」と言っている以上、ヨーロッパ風の「左から右」を45度程傾けた書き方を想像して間違いではない。だが、それ以外の方向の書き方を斜めにした書き方というものを、我々読者も、またおそらく作者も同様に、無意識的に排除してしまっているというのは、興味深い点であると言う事は出来よう。

「斜め書き」に関しての詮索はこれで終わったわけではない。右上がりなのか、それとも右下がりなのか、という点が残っている。一般的には、右上がりの書き方を想像しやすいのではないかと思われるのだが、Mrs. Howard は、両方の書き方で書いた手紙を、『ガリヴァ旅行記』出版直後のスウィフトに送ったようである。ハワード夫人は、3枚のうち、初めの1枚は右下がりに、後の2枚は右上がりに書いたらしい。以下は、彼女の手紙に対するスウィフトの返事からの一節である。

When I received your Letter I thought it the most unaccountable one I ever saw in my Life, and was not able to comprehend three words of it together. The Perverseness of your Lines astonished me, which tended downwards to the right on one Page, and upwards in the two others. This I thought impossible to be done by any Person who did not squint with both Eyes; an Infirmity I never observed in you. However, one thing I was pleased with, that after

16) "Swift to Mrs. Howard," *The Correspondence of Jonathan Swift*, ed. Harold Williams (Oxford: Oxford University Press, 1963-65), III, 187.

you had writ me *down*, you repented, and writ me *up*.¹⁶⁾

(あなたのお手紙を受け取った時、今までに目にしたことのない、説明のつかないもののように思われ、3語たりとも理解することができませんでした。あなたの書いた行が妙なのには驚きました。1枚には右にいくにつれ下がっており、後の2枚は上がっているのですから。両方の目が斜めになっている人でなければ書くことができないものようですが、そんな欠陥には私は気が付きませんでした。ですが、ひとつうれしいことは、あなたが「下げて」書いた後で、後悔なさって、「上げて」書いてくれたことです。)

リリパット風の書き方が、右上がりか右下がりかは、スウィフトの風刺の当の対象である英國婦人の一人であるハワード夫人が、その両方を書いてしまっているので、これはどちらとも決めかねる、ということになってしまったようである。むしろ、右上がりも右下がりも、両方とも正しいということなのかもしれない。

夫人のとった態度は、基本的には、冗談であり、作品のコミカルな面を重視した解釈に基づいたものであると言うことが出来る。我々もまた、このような単純な読みを踏まえた上で、作品の深刻な部分へと分け入って行くという過程を経るべきであろう。ここでガリヴァーは、冗談を言っているのではない。ガリヴァーの言葉を文字どおり受け取り、事実、リリパットでは斜め書きがされているのだと、読者は思いなせば良いのである。先にも考察したように、ガリヴァーはこのようなところで嘘をついているということではないのだ。冗談であることは事実だが、その冗談は作者のレベルに棚上げされるべきものである。すなわち、冗談を言っているのはガリヴァーではなく、スウィフトだとみなす立場である。従って、「カスカジア」も、ガリヴァーのいる物語内の世界には、リリパットやブロブディンナグと同様に「実在」する国であると考えることにもなるのだが、これで何ら問題はない。作者スウィフトの冗談をあえて眞面目にとる、というところに、ハワード夫人の手紙のようなユーモアのセンスが生じてくるのである。物語の表面のコミカルな要素は、このような些細な点にこそ存していると言えるかもしれない。そのユーモアを十分味わった上で、我々は、さらにその裏に隠された意味を、探りたいならば、探っていけば良いのではないだろうか。この場合、すなわち、斜めに書くというリリパットの習慣が紹介されていることは、先にも述べたように、文字とは右から左へと書くものであると信じて疑わないような人間の思い込みを風刺したものと考えられるだろう。な

いしは、風刺したとまではいかぬ、軽く揶揄しただけだ、と考えても良かろう。人間というものは先入観にとらわれがちであるということを、スヴィフトによって、我々は思い起こさせられたということである。

『ガリヴァ旅行記』に関して一般的に言えることだが、まず素朴な読み、その上で批評的な読みというプロセスを経ていくことが何よりも大切なことに思われる。例えば、「ブロブディンナグ」ではなく「ブロブディンラグ」が正しい、というガリヴァの言葉 (“*Brobdingrag . . . not erroneously Brobdingnag*” (8)) に関しても、現実のエディターシップの不完全さに対する、作者スヴィフトの絶望の表現であると解釈して、ペシミストであるスヴィフト、という一種の固定観念に沿ったような論を立てることが仮にあるとすれば、この立論自体は間違いとは言えないまでも、まず第一に、中野の註にあるように、「作者がことさらに神秘化したもので、スヴィフト一流の細工なり」¹⁷⁾ として、その表面のユーモアを十分に味うべきではないか。そうした後に、深刻な、あるいは深淵な読みをするという態度こそが重要であろう。こうした態度こそ、『ガリヴァ旅行記』がきわめて重層的な意味を担った作品であるということを明らかにするためにも、最も望ましいものではないだろうか。その上で、ユーモアの陰に絶望が隠されていることを認めるか否かは、各読者の自由であるということだ。

IV

では最後に、第3の文書、ガリヴァに対する「弾劾文」の検討に入ろう。まず、物語内容を、テキストに即して、想像も交えながら、簡単にまとめておこう。ある高官が秘密裏にガリヴァのもとを訪れる。秘密の話があるというのだ。その話は、かなり長く複雑なものだ。いかにガリヴァが記憶力の良い人物であるとしても、記憶していたというだけでは、読者は納得しない程込み入ったものである。そのことに作者スヴィフトも気付いていたのであろう。物語では、ガリヴァはメモをとったということになっている。「彼の話は大体以下のようなものであった。私は彼が帰るとすぐにそのメモをとったのだ」“His Speech was to the following Effect, for I took Notes of it as soon as he left me.” (I. vii. 67) ガリヴァは、かなり詳しくメモをとったに違いない。そのメモは、実際の会話と同様に、リリパット語で書いたのであろうか、それとも英語をところどこ

17) 中野好夫訳『ガリヴァ旅行記』、393頁。

ろ使用したであろうか。あるいは、このような場合、普通そうするであろうように、全て英語で書いたのかもしれない。ガリヴァは、もはや断わってはいないが、我々の目の前のテキストに印刷されている会話の内容は、その中に出てくる「弾劾文」も含め、全て元のリリパット語から英訳されたものである。今回、彼の英訳の作業は、メモを取った時点ではほぼ完了していたという可能性があり、そうだとすれば「目録」や「条項」の場合とは事情が異なってくる。いずれにせよ、まず始めに、ある高官の口頭での話があり、その「メモ」が直後に作られたというわけだ。これは以前の2つの文書に彼が接した際にはとらなかった行為である。する必要のなかった行為であると言っても良い。今回は、前回、前々回とは、いろいろな点で、かなり事情が異なっていることに注意せねばならないようである。

さて、こうした事実関係を述べた前置きの後、1行あけて“You are to know, said he, that several Committees of Council have been lately called . . .”(I. vii. 67)と、その高官の話が紹介される。“said he”という表現で示されているように、以下の部分は、Davis 版では、約5ページにわたって、その高官の言葉が、引用符を欠いた直接話法によって記述されていくことになる。従って、ここでの“you”はガリヴァを指し、“I”はその高官を指す。(ただし、“This Preface made me so impatient . . .”(I. vii. 68)以下の3行は除く。この3行は、ガリヴァの「地の文」であるからだ。) 高官は、事柄の全体の成り行きの情報を手にいれただけでなく、箇条の「写し」をも入手した、と述べる。おそらくここで、彼はおもむろに一枚の紙片をとりだし、その内容をガリヴァに読んで聞かせたのであろう。高官は、「他にもいくつか条項があるのだが、以上が最も重要ななものであり、その梗概をあなたに読んであげた訳だ」“There are some other Articles, but these are the most important, of which I have read you an Abstract”(I. vii. 69)と言っているからである。高官の話の最中、ガリヴァは、しばしば口をはさんで、その内容に関して異論を述べたり、驚きを表現したりしたに違いない。だが、そうしたやりとりのいちいちは語られてはいない。ガリヴァは、ここで実際の会見の状況を編集していることになり、第2篇や第4篇でのプロブディンナグ国王やフィヌムの主人との会見の模様を紹介する時と同様の態度をとっていることになる。

さて、高官の持ち出した文書は、当然、リリパットの流儀にしたがって、斜めに書かれていたはずでもある。条文は1から順に読み上げられたのだろう。高官は、4まで読んだ後で、“There are some other Articles, but these are the most important, of which I have read you an Abstract.”(I. vii. 69)と言

って、以下は、これらの条文が出来上がるまでの経緯の報告へと移ってしまう。彼は、宮廷内での様々なやり取りの模様について語り始めるのである。4つの条文が述べられた訳だが、その他の箇条については、もはや、直接の聞き手であるガリヴァも、我々読者も、詳細を知らされることはない。さらに、読み上げられた4つの箇条自体も、その「梗概」“an Abstract”であって、全てではないということにも注意しておこう。

我々の目の前の『ガリヴァ旅行記』のテキストの中には、その4つの箇条が、オリジナルのリリパット語から英語に訳された形で、印刷されている。「弾劾文」のタイトル、*Articles of Impeachment against Quibus Flestrin, (the Man-Mountain.)* は、その前後が1行分開けられているだけでなく、(the Man-Mountain.)の部分が改行されて、タイトル全体が2行に分けられた上で、それぞれにセンタリングが施されており、ページの上で非常に目立つ。この種の法律文書の表題にふさわしい権威づけがなされていると同時に、それまでの文章から、この「弾劾文」自体をはっきりと分かつはたらきがある。タイトルに続いて、ARTICLE I. と書かれている。これもセンタリングが施されている。キャピタライゼイションがなされているだけでなく、大き目の活字が使用されている。そして条文の本文へと続く。第一の箇条の本文が終わると、また1行あき、ARTICLE II. という風に続き、ARTICLE IV. まで至る。ページ数にして2ページ弱であるが、一見してこの見開きの部分の異質さが強く印象づけられることになる。

もちろん同じことは、今まで見た2つの文書にも当てはまる。だが、「目録」では（印刷上のミスであると考えるべきであるかもしれないが）冒頭の“IM-PRIMIS”とその前の「地の文」の部分との間に行のあきがないことにより、文書としての独立性に欠ける。「条項」の方はと言えば、その前後や各箇条の間に、行はあけられていたものの、視覚的には平板な印象である。両者とも「弾劾文」程の「めりはり」は備えているとは言い難い。物語の進展に沿って、つまり、後になればなるほど、挿入される文書が、文書らしい外観を持たされ、その異質さが強調されているように見える。

現実のレベルにおいては、こうした印刷上の工夫は、もちろん、ガリヴァによるものではなく、作者スウィフトや、モットやフォークナー、我々の用いている版の編者ディヴィスを始めとする、それぞれの版の編集者、出版者によるものであるのだが、我々としては、こうした印刷上の指示もまた、ガリヴァ本人によってなされたのだ想像してみることに何の抵抗もない。あたかも実在の人物としてガリヴァをみなすことは、この作品の読みの態度としては、最も

素朴であり、かつ、スウィフトの意図にも最も良く沿うものであるからだ。我々がこれまでガリヴァの言葉を出来る限り真実であると受け止めるという試みを行なって来たのとちょうど並行する形で、彼を実在の人物であるかのようにみなし、『旅行記』の原稿の執筆だけでなく、それに続く印刷や出版の手続きにも、彼の手が加わっているのだと想像してみるということである。

物語の内容の検討へ戻ろう。高官は、読み上げた「弾劾文」の「写し」をどうしただろうか。再びポケットにしまって持ち帰ったか、ガリヴァに手渡したか、いずれとも語られてはいない。ガリヴァはメモをとったのであるが、このことの理由は、「弾劾文」の「写し」自体が手元には残されなかつたからであると、普通は考えたくなる。しかし、事実の経緯に関する話だけでも、かなり複雑なものであるので、これほど詳細に記述されるためには、「写し」の有無に関わらず、メモ自体は是非とも必要であったろうと想像される。従って、この時、ガリヴァが「写し」を入手したか否かということと、彼がメモをとったこととは、直接には関係がないということになる。常識的に言って、高官は親切心からガリヴァのところへやって来たのであり、彼は、「あなたの役にたつためなら、この首をもかける」“venture my Head for your Service” (I. vii. 68) とも言っていることから、「写し」を手渡さずに帰ってしまうことは不自然なようである。だが、読んで聞かせれば事足りたと考えたか、あるいは、それ以外の何らかの理由で、持ち帰ったのかもしれない。結局、「弾劾文」の「写し」がガリヴァの手元に残されたか否かは、どちらとも言えないようである。それがもし残されたのであれば、彼はそれを大切に保存したであろう。残されなくても、彼は、すぐにメモをとったに違いない。この場合、メモは「弾劾文」の「写し」そのものと同様、大変貴重なものになるわけである。いずれにせよ、ガリヴァの手元には、「弾劾文」の「写し」そのもの、ないしは、それと同じ内容の「メモ」が、存在したということになる。そして、イギリス帰国後、彼はこのいずれかを参照しながら「リリパット渡航記」の当該箇所を執筆したということになるのである。

以上のことから、この文書が我々の目の前のテキストに印刷されるまでの経緯は、次のように再構成されるであろう。

- (1) リリパット宮廷において「弾劾文」作成。高官がその「写し」を入手。
- (2) ガリヴァの面前での、高官による「弾劾文」の「写し」の朗読。(この時
ガリヴァが「写し」を入手したかどうかは不明。)
- (3) 高官が帰った直後の、ガリヴァの「メモ」書き。恐らく英語（及びリリ
パット語）を使用。

- (4) イギリス帰国後、「リリパット渡航記」執筆に際し、「メモ」を（「写し」を入手していれば「写し」も）参照。
- (5) 「リリパット渡航記」の原稿の第7章に引用。印刷上の工夫として、行あけ、センタリング等を指定。
- (6) 印刷、出版。これ以後は、基本的には、既に述べた2つの文書と同じである。

ここで改めて、3つの文書の特徴をまとめてみよう。3つとも、そのオリジナルは、ガリヴァ以外の人物によって書かれたものである。その上、他人の発話中の言葉としてガリヴァの耳に入ったものであり、書かれたものとしてガリヴァの目に入ったものではない。このような事が3者に共通する点である。「目録」は、2人の係官によって書かれた。次に、皇帝に対する報告をガリヴァは聞いていた。そして後になって、文書そのものを目にすることになった、ということになっている。「条項」も、まずガリヴァの面前で、起草者であるボルゴラムによって読み上げられ、その後、ガリヴァが、宣誓、署名する際に、目にしたのであると想像される。また、「弾劾文」も、今みたように、はじめは、ある高官によって読み聞かせられたことになっているのである。

ただし、微妙な点で相違している。始めの2つの文書、「目録」と「条項」に関しては、後になって、紙に書かれたものをガリヴァは確かに目にしていて、それを英訳したことになっている。つまり、我々が目にしているものが、それらのオリジナルに近いものであることが保証されているのである。これに対し、最後の「弾劾文」に関しては、紙に書かれた「写し」そのものをガリヴァが見たかどうかは、不確かであった。「弾劾文」は外観がいかにも文書然としていることは前に述べたとおりである。ところが、テキスト上の「弾劾文」は、そのオリジナルとはかなり異なっている可能性があるということを指摘しておきたい。「目録」や「条項」は、どちらもオリジナルからの「逐語訳」であったが、「弾劾文」は、オリジナルから「写し」が作成され、高官によりその「梗概」が口頭で説明され、ガリヴァによってその内容の「メモ」がとられた、というように、最大限、3段階にわたって、改変を受けた可能性があるのである。印刷されたテキスト上に見られる限りにおいて、この様なことは、普通は意識されないものであろう。それだけ、この文書が、いかにも実物通りにテキスト上に再現されているものであるかのような印象を、強く読者に与えるような体裁を与えられている、ということでもある。

3つの文書の相違点を更に検討していこう。「目録」にも「条項」にも、それぞれに書き手としてのガリヴァによる前置きが、ガリヴァの「地の文」として

置かれていた。そして、双方ともに、その調子はかなり悠長なものであった。前者には、“This Inventory I afterwards translated into English, and is Word for Word as follows.” (I. ii. 34) と、また、後者には、“I have made a Translation of the whole Instrument, Word for Word, as near as I was able; which I here offer to the Publick.” (I. iii. 43) と、それぞれに前置きの言葉が述べられていた。両者とも簡単に言えば、「それでは、翻訳したものを紹介しましょう」と言っているに過ぎない。ある意味では、書き手としてのガリヴァに、心のゆとりがあるかのようである。これに対して「弾劾文」の方ではこれと同じ様な前置きはない。強いて言えば、高官の話の引用全体の前に置かれた、ガリヴァの言葉がこれに相当するのであるが、「弾劾文」そのものの直前には、ガリヴァ自身の言葉は述べられてはいない。「弾劾文」は、そのテキストの全体が、高官の発話の中に取り込まれた形で印刷されている。厳密に言うならば、物語内容においては、ガリヴァは、高官の発話の一部分として文書の内容を聞かされ、テキスト上においては、文書そのものが、高官の発話の中に囲い込まれ、本文から独立した体裁を与えるために、印刷上の工夫が施されて印刷されているのである。つまり、物語内容における経緯とテキスト上での脈絡とが並行して進行しているような、非常に緊密な書かれ方がされているだけでなく、あたかも、この文書が、現に見られるのと同じ形で、ガリヴァの面前に突きつけられたかのような印象を読者に与えるようになっているのである。表面的には、文書が、前後をガリヴァの「地の文」に挟まれているか、他人の言葉の中に囲い込まれているかの違いだけであるのに、物語内容とその表現との関係は、「弾劾文」においては、かなり複雑なものになっている、と言うことが出来るだろう。

また、「弾劾文」は文書自体の持つ緊張感も、他の2つと比べてかなり異なるのではないだろうか。これは、各文書の内容とも関わることだろう。「目録」や「条項」の場合は、物語の展開の上で重要な意味を持つとはいえ、たかだか、所持品を取り上げられたり、自由のひきかえに条件をつけられたりしただけである。品物は返却されるし、自由は保証されるしで、ガリヴァの身に差し迫った危険があった訳ではない。ところが、弾劾を受けるとなると全く事情は異なる。何よりも、ガリヴァの身体、生命が危険にさらされているのである。「弾劾文」の中でも、高官による経緯の説明の中でも、繰り返し「死刑」が言及される。皇帝の慈悲により、一時は命をながらえても、3日の後には目がつぶされてしまうのである。文書の4つの箇条にはこの刑罰の根拠が明文化されて示されているのであるから、この文書は内容的にガリヴァにとってかなり深刻なもので

あると受け取られて当然のものなのである。

では「弾劾文」の中身について、更に詳しく検討していこう。本論では「リリパット渡航記」に見られる様々な文書類に注目して来ているが、「弾劾文」にもまた、文書の類が言及されている。その第1項には、宮廷中の放尿を禁じたカリンデザープルン皇帝の治世に制定された「法令」“a Statute”が言及されている。また、第4項には、ブレフスキュ渡航の許可は、「単なる口頭での許可」“only verbal Licence”であるとの文言が見られる。

これは、先にも触れたとおり、ガリヴァ釈放の「条項」の第1条に関わるものだ。本来ならば、海外渡航には、「朕の国璽のついた許可状」が必要なのであった。結局、ガリヴァは、正式な許可状が下りるのを待たずに、弾劾を受けようとしていることも、そうなった経緯も知らぬことにして、ブレフスキュに渡って行く。「口頭での許可」で十分であると考えたかのように装って、かねて予定の行動を実行したというふりをして、リリパットでの危険を避けた訳である。ここにおいて示されることは、文書による決定事項は、場合によっては無視されてしまうものであるということであり、また、無視されなければならないものもある、ということではないだろうか。少なくとも、ガリヴァにとって、文書に拘束され続けることは、身の破滅を意味したのであるから、この意味において文書は危険なものになってしまっていたのである。リリパットにおいては、ガリヴァの運命は文書によって左右されてきたが、ここに至って、文書に逆らう行動に出たことによって、自己の運命を切り開くことが出来た、という図式が成り立つであろう。

ユーモアの点でいえば、この「弾劾文」はどうであろうか。物語の前半に引用された2つの文書に比べて、直接的なユーモアはあまり感じられないようである。物語の創作上、作者スウィフトにとって、前半では、ユーモアを盛り込むゆとりが十分にあったのに対して、ガリヴァの運命に大きく関わる文書が出てくる、物語のクライマックスを形作る、結末に近い部分では、前半に見られたような、ユーモアを前面に押し出す余裕がなくなっていても、何の不思議もない。むしろ、以上に述べたような深刻な面をユーモアが損なっては、逆効果であるという判断が働いたものであろう。

だが、よく読んでみると、「弾劾文」の中では、リリパット側は、ガリヴァの行動について「何々を口実として」という文言を繰り返していることに気付く。ガリヴァの行為の、まさにそれが目的であったことを、ことごとく「口実」であるとして責めているのだ。この理不尽なところに、一種のおかしみが生じている、と言うことは出来るだろう。例えば、「消火を口実として」「under Colour

of extinguishing the Fire” (I. vii. 68) という非難は、「事実」に反している。消火こそがガリヴァの放尿の目的であったからだ。火災がなかなか鎮火せず困り果てたところで思い浮かんだ「素晴らしい妙案」が、放尿という手段であった。ところが、「弾劾文」によると、消火は「口実」であって、放尿こそが「目的」であったとされてしまっている。つまり、手段と目的が逆転されてしまっているのである。このような逆転は普通にいろいろな状況でみられるものであるが、とりわけ、法律文書の文言のトリックとして、この種のことがしばしば有りがちであるとすれば、この箇所は、一見もっともらしいが、その内実は、詭弁を用いた誤魔化しになっているような、法律的な文書一般の持ちうる欺漫性に対する風刺となっているとも考えられる。そうであるとすれば、ここで注目すべきは、ユーモアというよりは、むしろ、風刺の厳しさであるかもしれない。

同様のトリックは、ブレフスキュについて述べられた第2項にも見出だせる。「良心を曲げ、罪のない国民の生命や自由を損なうことを欲しないこと」 “Unwillingness to force the Consciences, or destroy the Liberties and Lives of an innocent People” に「～を口実として」 “upon Pretence of” という文言が加えられてしまう。また、第4項にも「～を口実として」 “under Colour of” という文言が見える。ここでは「口実として」という語の用法にさえ、難があるようである。リリパット人こそが、ガリヴァの行為を杓子定規に法に当てはめ、それに違反しているということを口実にして、彼を断罪しているのである。ガリヴァを厄介払いすることこそが彼等の目的であって、法はそのための道具としての意味しか持たないのである。ガリヴァの立場に立って「弾劾文」を読んでみると、この文書は全体として、全く意外千万で、理不尽この上ない言いがかりである、ということが、読者にとってはつきりするように、この「口実として云々」という言葉が用いられている、と言って良いであろう。仮に、この文言がなかったならば、リリパットの宮廷側は、単に事実のみに基づいて、それなりに正当な糾弾をしているように見えてしまうことだろう。そうではなくて、「何々を口実として」と言う表現が、繰り返し入れられることにより、リリパット人たちの理不尽さ、卑小さが際立つのである。そして、それと対照的に、ガリヴァの善良さが強調される、という、全体として、非常に分かりやすい構造になっているわけである。

更にリリパット人たちの非道さを決定的にする事柄を指摘することが出来る。彼等は、「いまさら窮屈な法の明文にてらして形式的な証拠などなくとも、死刑に処す論拠は十分だ」 “a sufficient Argument to condemn you to death,

without the *formal Proofs required by the strict Letter of the Law.*”(I. vii. 71) と言うのみならず、「両眼を潰すという宣告の方は議事録に記載された」“the Sentence of putting out your Eyes was entered on the Books” (I. vii. 71-72) 一方、「漸次餓死に導くという計画は厳に秘密を守るということになった」“the Project of starving you by Degrees should be kept a Secret” (I. vii. 71) という点である。リリバット人たちこそ、法に従わないような、目的のためには手段を選ばぬという類の、蔑るべき人々であるということが、より明瞭になる箇所である。

アレゴリーの件についてはどうであろうか。Case に従えば、次のような対応関係があるという。¹⁸⁾ 第1項の、火事の消火の件は、Oxford と Bolingbroke の技術的に不法であったフランスとのユトレヒト条約締結交渉を、第2項の、皇帝の命に背いた件は、彼等が、フランスとの和平に緩やかな条件を認めたことを、第3項の、大使のもてなしは、彼等トーリー政府とフランス大使との密通を、第4項の、許可状のない渡航の件は、Oxford に licence が与えられなかつたことを、それぞれ意味しているという。また、Ehrenpreis によれば、第4項は、Bolingbroke のフランス渡航を指すということである。¹⁹⁾ つまり、「目録」や「条項」の場合と同様に、ここでも個別的な事例を当てはめて、アレゴリーの解釈をすることが可能であると言える。

以上のように、特定の対応物を「弾劾文」での風刺が持たされている、と考えることも良いであろうが、それと同時に、ガリヴァが弾劾を受けるに至ったいきさつ全体を、より一般的な風刺と見ることも出来よう。つまり、人類の歴史上によくあることとして、権力者というものは、助けてくれた者に対して、しばしば忘恩の報いをするものだ、ということが真理であるとすれば、スワイフトは、まさにこの真理をついているのだとの考え方である。K. Williams も言っているように、これは、“a comment on the immorality of man as a political animal”である、²⁰⁾ と捉えることが出来るであろう。同様の一般化をガリヴァ自身も格言風に述べている。プレフスキュ艦隊撃滅を拒否した件で、彼は次のように述べる。「君主に対してはどんなに大きな働きをしても、彼等の欲求を満足させることを拒否したことと秤にかければ、大変軽いものだ」“Of so

18) Case, pp.77-78.

19) Ehrenpreis, pp.89-91.

20) Kathleen Williams, *Jonathan Swift and the Age of Compromise* (Lawrence: University of Kansas Press, 1965), p.158.

little Weight are the greatest Services to Princes, when put into the Balance with a Refusal to gratify their Passions.” (I. v. 54) 「弾劾文」にみられるガリヴァに対する報いは、一般的な事柄の一つの例であるという見方を、ガリヴァ自身もしていることになる。

個別的な風刺と一般的な風刺との問題は、単純なようで実は複雑なものである。ここで、この両者の関わりについて考えてみたい。Oxford や Bolingbroke に関する現実の事件をアレゴリーの手法で取り扱ったものであるという、個別的な風刺のレベルと、政治的な動物としての人間が犯しがちな過ちである忘恩を非難しているという、一般的な風刺のレベルの 2 つを、別個のものとして認めておこう。前者は、テキストの注釈や各批評家の説明から得られるもの、後者は、それらがなくとも、読者の経験から得られるものである。読者は自らの経験に即して、様々な事例を思い浮かべることが出来るだろう。18世紀の英国の読者ならば、まさしくその中に Oxford や Bolingbroke の例を思い浮かべたかもしれない。20世紀の日本の読者ならば、また別の例を思い浮かべるであろう。こうした例の一つ一つは、個別的な事柄である。こうした個別の例の集積の上で、これこれの風刺は一般的なものに当てはまるのだ、という推論が得られることになるのではないだろうか。つまり、風刺の個別性と一般性とは相互に関係しあっているものであって、単純に二分出来るようなものではない、ということが分かる。元来、作者の意図が個別的な風刺にあった場合も、書かれたものが、結果として、その他の個々の例にも当てはまりやすければ、それは一般的な風刺であると受け取られやすい、ということに他ならない。言い替えれば、一般的な風刺として評価されるためには、それが他の個々の例にも当てはまらねばならないということである。

他の例に当てはまりやすいか否かはどう判断されるべきなのか。一般化されやすいかどうかは、何で決まるのだろうか。難しい問題であるが、その最低条件は、おそらく以下のようないることではないだろうか。すなわち、私見によれば、書かれたテキストが、現実のレベルにおいて、対応する可能性のあるものをいかに多く有するかにかかっていることはもちろん、書かれたものがテキストの内部において、すなわち物語の世界において、つじつまのあった合理性を備えていなければならぬ、ということではないだろうか。フィクションの世界において、物語の前後がよく照應し、納得のいく展開が認められなければ、それを一般化して他の事例に当てはめる以前に、読者は物語そのものの不備にとらわれてしまうだろう。では、「弾劾文」の場合はどうであろうか。先に述べたように、これを個別的な風刺であると考えた場合は、やはり、Oxford や Boling-

broke の件が最も当てはまりやすいようである。だが、「弾劾文」の 4 つの条項が、Oxford や Bolingbroke の行動に当てはまること以上に、物語の内部の世界でのガリヴァの行為と良く照応している点をここで強調したい。テキストの内部でのまとめがあれば、それを現実のレベルに拡大しても、それなりに、かなり納得のいく説明を付けることが可能なのである。「弾劾文」と同様のことは、先に検討した「目録」や「条項」についても当てはまることであるだろう。この意味において、「リリパット渡航記」は、『ガリヴァ旅行記』全体の中でも、物語として特に良くできっていて、そのためにこそ、今まで、様々なアレゴリーの解釈が試みられ、様々な可能性が指摘されて来たのだ、と言うことが出来るのではないだろうか。

結び

以上述べて来たことから、およそ次のようなことが明らかになったと言えるだろう。「リリパット渡航記」に挿入されている、それぞれが個性的な特徴を備えられている、3つの文書は、ある程度推測を加えれば、ガリヴァがそれらの文書に初めて接した状況から、いろいろな経緯を経て、テキスト上に印刷されて我々の目の前にあるに至るまでを、合理的に再構成することが出来るものである。その際、我々がとった方法は、あくまでもガリヴァの言葉に信を置き、彼の述べていることを出来る限り本当のことであるとみなす、ちょうどハワード夫人のような、きわめて素朴な読者の立場をとったということである。こうした態度は、作品の表面に表われている、ユーモアの要素を十分に味わおうとする態度でもあった。ユーモアの要素は確かに表面的なものではあるが、作品の本質的な価値の多くの部分を占めるとも考えたからである。こうした素朴な態度で読んでいっても、大きな破綻を生じさせることもなく、我々は、作品に描かれた世界を楽しみながら、物語内容を再構成していくことが出来ただけでなく、様々な問題点を指摘することも出来たと考える。

これが可能であった要因としては、「リリパット渡航記」が、前後の照応に十分な注意を払われており、ガリヴァ個人の運命に着目して読んだ限りにおいて、大きな矛盾のない、つじつまがあった物語の展開をみせていた、ということが挙げられるであろう。単につじつまが合っているというだけではなく、ガリヴァのブレフスキュとの関係に見られたように、艦隊捕獲という彼の手柄が、評価されるのと相前後して、更なる働きが不十分であったという非難を受け、結

果的に弾劾されるに至るということに表われているように、物語全体の構成に緊密さが備わっていたことも、重要な点であるだろう。こうした物語の筋の緊密さは、他の3つの「渡航記」には見られない特徴であると言えるであろうし、こうした特徴を備えていることにより、従来より、「リリパット渡航記」の内容に関しては、様々なアレゴリー解釈が試みられて来たのである、と言うことも出来るのである。

ガリヴァの運命の変転という観点から考えると、それは、2つの事件、すなわち、ブレフスキュとの戦いと、独特の方法による火災の消火とを転回点として、明から暗へと移行してしまうのであるが、特に、本論で詳しく取り扱った、ブレフスキュとガリヴァとの関わり合いは、「条件」に示された彼の義務と、「弾劾文」で述べられた、皇帝の命令の不履行という形で、2つの文書において直接言及されているだけでなく、武器の所持（厳密には、不所持）という点では、「目録」とも間接的に繋がりがあるということも明らかになったのである。物語の展開上、3つの文書は、それぞれの場面において、重要な、なくてはならないものであることは勿論、互いに関係し合っているものであり、ガリヴァの運命を左右したという点で、それぞれが大変重要なものであった、と解することが出来る訳である。

では、何故、この様な文書が3つも「リリパット渡航記」に挿入されているのであろうか。いろいろな理由が考えられるであろう。第一に、「リリパット渡航記」が政治風刺を目的にして書かれたとするならば、当然、政治には文書の類は不可欠のものである、ということが考えられよう。リリパットが政治的な国家であり、ガリヴァの生活が宮廷との関係を中心としたものために、彼が政治家たちと関わりをもって生きていかざるを得ないのであれば、彼が文書にとりまとわれていたのも当然の帰結であると言うことができよう。第二に、テキストの文体上、視覚的にも変化がつけられるという点である。これは、第3篇の図や、各篇に添えられた地図と同じ様な役割を果たすものとみなせる。それぞれ異なる外形を持った、様々な文書が雑多に含まれることで、「リリパット渡航記」全体が多彩な外觀と内実を呈することになり、単なる物語だけの平板なものではなく、変化に富んだものになっていることは事実である。

ガリヴァは、初めに訪れたリリパットでは、文書に囮まれて、あるいは文書に拘束されて、生活していたことになるが、彼が最後に訪れるフイヌム国は、文字すら存在しない国である。リリパットからは住民から追われ、自らもすすんで脱出を企てたのに対して、フイヌムからは、退去勧告を受けこそすれ、自分としてはどうしても永住したいという希望を捨てきれなかったガリヴァであ

る。そして、字のない国の住民に心酔した人物でありながら、ガリヴァはイギリス帰国後に、『旅行記』を執筆、出版するのである。このようなことから、文書あるいは書字行為というものについて、『ガリヴァ旅行記』全体を通じての問題や、ガリヴァだけでなく、作者ス威フトの意識において、文書というものの自体がいかなる意味を持っており、ス威フト自身は、どのような認識の上に立って多様な文筆活動を行なって来たか等の様々な問題が、浮かび上がって来る。本作品に我々が見出だせる検討課題は尽きないと言うべきであろう。